



2023年7月20日

各位

会社名 黒田精工株式会社
代表者名 取締役社長 黒田 浩史
(コード番号 7726 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 管理本部長 荻窪 康裕
(TEL: 044-555-3800)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」の一部訂正に関する
お知らせ

当社は、2023年6月29日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関する
お知らせ」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記の通りお知らせいたします。
なお、訂正箇所は下線を付しています。

記

訂正の内容

(訂正前)

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年7月27日(予定)
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,807株
(3) 発行価額	1株につき1,477円
(4) 発行総額	20,392,939円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
株式の割当ての対象者 (7) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	取締役(社外取締役を除きます。) 5名 13,807株
(8) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(訂正後)

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年7月27日(予定)
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 13,807株
(3) 発行価額	1株につき1,477円
(4) 発行総額	20,392,939円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
株式の割当ての対象者 (7) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	取締役(社外取締役を除きます。) 5名 13,807株
<u>削除</u>	<u>削除</u>

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

訂正前	訂正後
<p data-bbox="242 318 635 344">3. 譲渡制限付株式割当契約の概要</p> <p data-bbox="242 360 782 515">本新株発行に当たり、当社は各対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。</p> <p data-bbox="242 528 766 598">(1) 譲渡制限期間 2023年7月27日～2053年7月26日</p> <p data-bbox="242 611 782 766">対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。</p> <p data-bbox="242 779 488 806">(2) 譲渡制限の解除</p> <p data-bbox="242 822 782 1227">当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する。なお、本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。</p>	<p data-bbox="810 318 1203 344">3. 譲渡制限付株式割当契約の概要</p> <p data-bbox="810 360 1350 515">本新株発行に当たり、当社は各対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。</p> <p data-bbox="810 528 1337 598">(1) 譲渡制限期間 2023年7月27日～2053年7月26日</p> <p data-bbox="810 611 1350 766">対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。</p> <p data-bbox="810 779 1056 806">(2) 譲渡制限の解除</p> <p data-bbox="810 822 1350 1939">当社は、対象取締役において、<u>本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、①対象取締役が当社の取締役の地位から正当な理由により退任、若しくは疾病等の当社がやむを得ないと認めた事由により辞任をした場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とし、②対象取締役が転勤等により非居住者（所得税法（昭和40年法律第33号、その後の改正を含む。）において「非居住者」と定義される者をいう。以下同じ。）に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された時点までの期間とする。）中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、①対象取締役が正当な理由により退任、若しくは疾病等の当社がやむを得ないと認めた事由により辞任をした場合又は死亡により退任した場合は、(i)当該退任が2024年7月1日よりも前であれば2024年7月1日、(ii)当該退任が2024年7月1日以降であれば当該退任の直後の時点とし、②対象取締役が転勤等により非居住者に該当することが合理的に見込まれる場合には、対象取締役が非居住者に該当することが合理的に見込まれる職務内容の変更等が当社により決定された時点が、(i)2024年7月1日よりも前であれば2024年7月1日、(ii)2024年7月1日以降であれ</u></p>

<p>(3) 当社による無償取得</p> <p>譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを無償で取得する。</p> <p>また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。</p> <p>(4) 株式の管理</p> <p>本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。</p> <p>(5) 組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。</p>	<p><u>ば当該決定の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。</u></p> <p>(3) 当社による無償取得</p> <p>譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを無償で取得する。</p> <p>また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。</p> <p>(4) 株式の管理</p> <p>本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。</p> <p>(5) 組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。<u>ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2024年7月1日の到来時点よりも前の時点である場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本株式の全部を当然に無償で取得する。</u></p>
---	---

以上